

横浜市営住宅条例の一部改正について

1 改正の理由

建て替えを実施する住宅及び老朽化した住宅について、市営住宅としての用途を廃止するとともに、横浜市営住宅条例の別表から住宅名を削除します。

2 用途を廃止する住宅

・寿町住宅 (80 戸) (所在地：中区寿町 4 丁目 14 番地)

<昭和 49 年に建設された SRC 造及び RC 造地下 1 階地上 9 階建 80 戸>

建替事業の実施に伴い今年度解体する予定の住宅ですので、用途を廃止し、横浜市営住宅条例の別表から削除します。

入居者は、近隣の市営住宅や民間賃貸住宅に転居若しくは退去済で、平成 30 年度末に新たな市営住宅が完成する予定です。完成後、新住宅へ従前入居者の方に戻っていただくとともに、残りは新規に公募します。

・三ツ境住宅 (1 戸) (所在地：瀬谷区三ツ境 136 番地)

<昭和 26 年に建設された木造平屋建 1 戸>

払い下げや居住者の移転等に伴い、昭和 32 年から順次用途廃止を行ってまいりました住宅について、1 戸が入居者の意向により残っていましたが、平成 27 年 7 月に当該住宅の入居者が死亡退去し、住宅が返還されました。

そこで、当該住宅の用途を廃止し、横浜市営住宅条例の別表から削除します。

3 施行日

公布の日